

補償業務管理士研修及び検定試験の受験資格等の見直しについて

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程の改正により、令和8年度から、資格を取得しようとする部門の業務に4年以上従事していなくても研修及び筆記試験を受けることができるようになりましたので、お知らせします。

なお、総合補償部門の受験資格等については変更ありません。

1. 見直し後の受験資格等

(1) 研修

① 共通科目研修

- ・筆記試験を受ける方

資格を取得しようとする部門の業務に4年以上従事していなくても受講の申込みが可能となります。

② 専門科目研修

- ・コースⅠで共通科目研修を受講された方
- ・コースⅢで受講される方（既に補償業務管理士の資格を取得している方）

新たに他部門の資格を取得しようとする場合も当該部門の業務に4年以上従事していなくても受講の申込みが可能となります。

(2) 検定試験

① 筆記試験

共通科目研修及び専門科目研修について、それぞれ有効な研修修了証（研修受講後3年以内）を有している方

② 口述試験

筆記試験に合格した方（筆記合格後5年（有効期間）以内の方）のうち、資格を取得しようとする部門の業務について4年以上従事している方（業務経歴の算定の終期は8月1日時点とします）

なお、口述試験に必要となる4年以上の業務経歴の審査は、これまで4～5月の共通・専門科目の研修申込み時に行っていたところですが、今後は8月下旬に業務経歴の審査申込みを受け付けることとします。

2. その他

今回の見直しに伴い、案内書、申込書類等の一部を変更する予定ですが、詳細は、協会ホームページ（「研修・試験のお知らせ」）に掲載する申込案内書の中でご案内いたします。